

戸籍に氏名の振り仮名が記載されるようになります

問合せ先 法務省コールセンター ☎0570-05-0310

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されることになり、本籍地の市区町村から、**戸籍に記載される予定の振り仮名が通知**されます。

通知に記載されている振り仮名が誤っている場合は、正しい振り仮名の届出が必要ですが、**通知に記載されている振り仮名が正しい場合は、届出の必要はありません。**

Q 1 振り仮名の通知って何？いつ届くの？

A 1 戸籍に記載される予定の振り仮名が記載されたハガキを送付します。
本籍地が下田市の方は、令和7年7月7日以降、順次ハガキを発送予定です。

Q 2 通知（ハガキ）が届いたけど、何をすればいいの？

A 2 **通知に記載されている振り仮名が正しい場合、特にすることはありません。**
通知に記載されている振り仮名が**誤っている場合、正しい振り仮名の届出が必要です。**

Q 3 届出の方法は？

A 3 最寄りの市区町村の窓口、郵送、マイナポータルのいずれかで届出できます。

文 書 番 号 令和7年 月 日	
戸籍に記載される振り仮名の通知書	
〇〇県〇〇市長 印	
戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されます。この通知に記載された振り仮名を必ずご確認ください。記載されている振り仮名が誤っている場合には、令和8年5月25日までに、裏面の方法で、必ず正しい振り仮名の届出をしてください。 届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。	
本籍	〇〇県〇〇市〇〇12345番
【氏名の振り仮名】	
氏	法 務
振り仮名	ホウム
氏名の振り仮名の届出が可能の方	法務 太郎 様のみ

【名の振り仮名】		
①	名	太 郎
	振り仮名	タロウ
②	名	京 子
	振り仮名	キョウコ
③	名	正
	振り仮名	タダシ
④	名	ゆり
	振り仮名	ユリ
名の振り仮名の届出が可能の方		
①～④の方が個別に届出可能です。 〔未成年者については、親権者からの届出も可能です。〕		
※令和7年 月 日現在のデータにより作成しています。		
右のコードは目の不自由な方のための音声コードです。読み取りには専用のアプリが必要です。〔「Uni-Voiceアプリ」/「Uni-Voice Blindアプリ」〕		
音声コード		

※ハガキのイメージ

〈制度の詳細はこちら〉



法務省ホームページ
二次元コード



期限切れとなる水道用量水器の交換を行います



令和7年度中に検定期間切れとなる水道用量水器（メーター）口径φ13mm、約1,000個の交換業務を、7月頃から12月末の期間にて行います。

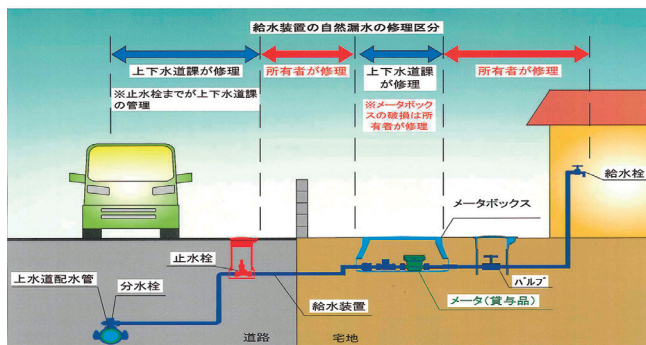
つきましては、市指定水道工事人（水道工事店）が該当するお宅を訪問し、水道用量水器の交換を行います。

作業中は、何かとご不便、ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

なお、量水器より宅内側にあるバルブ等の修繕・取替を行う場合には、個人が依頼する別途工事となりますので自費となります。また、量水器は無償の貸与品となっておりますので、大切に管理をお願いします。

※口径20mm以上の交換は、12月～令和8年2月を予定しております。

問合せ先 上下水道課 ☎221200



〈水道ひとくちメモ〉

計量法により、水道用量水器（メーター）の検定期間（使用期間）は8年と定められ、期限切れになるメーターは新検定品に交換しなければなりません。

適正な計量を行うために、検定期間が定められ、交換するものです。

防災かわら版

問合せ先 防災安全課防災係（河内庁舎2階） ☎364145

風水害に備えましょう

夏から秋にかけて、台風や豪雨による風水害が起こりやすくなります。特に8月、9月は台風が頻繁に上陸する傾向があるため注意が必要です。

土砂災害や洪水による被害から逃れるためには、災害が起こる前に危険な場所から避難することが大切です。災害が深刻化する前に、避難情報や気象情報などを確認し判断しましょう。

避難情報（警戒レベル）

避難情報（警戒レベル）とは、気象状況等の変動により気象庁や市町村から発表される情報のことです。

地域や家庭の状況に応じて、取るべき避難行動が異なります。普段から避難行動や避難のタイミングを決めておきましょう。

警戒レベル1 早期注意情報	早期注意情報（警戒レベル1） 災害発生の危険性は低い段階ですが、気象情報などを確認し、災害の心構えを高めておきましょう。
警戒レベル2 大雨注意報など	大雨注意報など（警戒レベル2） 災害発生に対する注意が高まってきた段階です。災害の危険性がある区域や避難経路・避難のタイミングなどについて再確認しておきましょう。
警戒レベル3 高齢者等避難	高齢者等避難（警戒レベル3） 「高齢者等避難」は、市町村から発表される情報です。 避難に時間のかかる方（高齢者、妊婦など）は避難を開始してください。 それ以外の方も避難の準備をしておきましょう。
警戒レベル4 避難指示	避難指示（警戒レベル4） 「避難指示」も、市町村から発表される情報です。災害発生の危険が高まっているため、 危険な場所から全員避難 してください。
警戒レベル5 緊急安全確保	緊急安全確保（警戒レベル5） 災害発生直前もしくはすでに災害が発生している段階であり、必ず発令されるとは限りません。この情報の発令に該当する場合には、 今いる場所で身の安全の確保 をしてください。

避難所利用の注意点

避難情報（警戒レベル）に応じて、市内の避難所を開設します。避難所は複数の人が集まる場所であり、備蓄などにも限りがあります。ここでは、避難所を使用する上での心構えや注意点についてお伝えします。

①車での避難は避け、原則徒歩で避難しましょう

災害時の車での移動は危険が伴います。また、一斉に車が集まると渋滞が起き、交通が麻痺してしまいます。日頃から車以外の避難方法を考えておきましょう。

②食料や毛布などは各自で持参しましょう

各避難所には必要最低限の備蓄をしていますが、全員分の提供ができないことも考えられます。避難所へ向かう際は、食料・毛布などを必ず持参しましょう。

③在宅避難も視野に入れましょう

避難所では、多くの人が殺到することが想定されます。自宅が災害のリスクがない場合には自宅で避難生活を送る「在宅避難」となることも考えられます。また、状況に応じて親戚や知人の家への避難なども検討してみましょう。

④避難所の情報は市のホームページで確認しましょう

市ホームページで指定避難所の情報を掲載しています。必要に応じて確認しましょう。

